

議案第14号

区議会提出議案に関する意見聴取
(世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和5年2月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教 育 長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

4世総第552号
令和5年1月27日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- ・職員の高齢者部分休業に関する条例
- ・世田谷区個人情報保護条例
- ・世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和5年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和5年2月10日（金）

5 担当

総務部総務課総務係 久保 内線2064



議案第 号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区公共施設利用案内システムにより使用の希望の申出及び使用の申請をすることができる施設の使用日を、同システムの利用者登録の有効期間内の日に限定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「希望」の次に「の申出」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による使用の希望の申出において、けやき施設の使用を希望することができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。ただし、規則で定める場合にあつては、この限りでない。

第7条第3項中「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による使用の申請において、けやき施設を使用しようとすることができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。

第8条第1項及び第9条第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に行った世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第6条第1項の規定による使用の希望の申出又は同条例第7条第1項の規定による使用の申請に係るけやき施設（同条例第2条第1項に規定するけやき施設をいう。）の使用の手続については、この条例による改正後の第6条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 平成30年3月6日条例第19号</p> <p>改正 令和2年9月30日条例第37号 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 (使用の<u>希望の申出</u>)</p> <p>第6条 けやき施設を使用しようとする者（個人を除く。次条において同じ。）のうち、区内在住者団体（構成員の2分の1以上、かつ、2人以上が区内に住所を有する者である団体をいう。以下同じ。）は、規則で定める期間にけやき施設の使用の希望を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の規定による使用の希望の申出をしようとする者は、当該申出の時ににおいて利用者登録を受けていなければならない。</p> <p><u>3 第1項の規定による使用の希望の申出において、けやき施設の使用を希望することができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るものとする。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>4 区長は、第1項の規定による使用の希望の申出があったときは、けやき施設の使用予定者を決定するものとする。この場合において、使用の希望が重複したときは、抽選により使用予定者を決定するものとする。 (使用の申請)</p> <p>第7条 けやき施設を使用しようとする者は、区長に使用の申請をしなければならない。</p>	<p>○世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 平成30年3月6日条例第19号</p> <p>改正 令和2年9月30日条例第37号 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例 (使用の<u>希望</u>)</p> <p>第6条 けやき施設を使用しようとする者（個人を除く。次条において同じ。）のうち、区内在住者団体（構成員の2分の1以上、かつ、2人以上が区内に住所を有する者である団体をいう。以下同じ。）は、規則で定める期間にけやき施設の使用の希望を申し出ることができる。</p> <p>2 前項の規定による使用の希望の申出をしようとする者は、当該申出の時ににおいて利用者登録を受けていなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定による使用の希望の申出があったときは、けやき施設の使用予定者を決定するものとする。この場合において、使用の希望が重複したときは、抽選により使用予定者を決定するものとする。 (使用の申請)</p> <p>第7条 けやき施設を使用しようとする者は、区長に使用の申請をしなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定による使用の申請をしようとする者は、当該申請の時に において利用者登録を受けていなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による使用の申請をしようとする者は、当該申請の時に において利用者登録を受けていなければならない。</p>
<p><u>3 第1項の規定による使用の申請において、けやき施設を使用しよう することができる日は、利用者登録の有効期間内の日に限るもの とする。</u></p>	
<p><u>4</u> 前条第1項の規定によりけやき施設の使用の希望の申出をした者 であって、同条第4項の規定により使用予定者と決定されたものにつ いては、当該申出を第1項の規定による使用の申請とみなす。 (使用の申請期間)</p>	<p><u>3</u> 前条第1項の規定によりけやき施設の使用の希望の申出をした者 であって、同条第3項の規定により使用予定者と決定されたものにつ いては、当該申出を第1項の規定による使用の申請とみなす。 (使用の申請期間)</p>
<p>第8条 前条第1項の規定によるけやき施設の使用の申請(同条第4 項の規定によりけやき施設の使用の申請とみなされたものを除く。)の 期間は、優先申請期間及び一般申請期間に区分し、それぞれ規則 で定める。</p>	<p>第8条 前条第1項の規定によるけやき施設の使用の申請(同条第3 項の規定によりけやき施設の使用の申請とみなされたものを除く。)の 期間は、優先申請期間及び一般申請期間に区分し、それぞれ規則 で定める。</p>
<p>2 優先申請期間は、区内在住者団体に限り申請することができる。 (使用の承認)</p>	<p>2 優先申請期間は、区内在住者団体に限り申請することができる。 (使用の承認)</p>
<p>第9条 区長は、第7条の規定によるけやき施設の使用の申請(以下 この条において「使用の申請」という。)を受けたときは、まず、 同条第4項の規定によりけやき施設の使用の申請とみなされたものを 優先して承認するものとし、次いで優先申請期間に受けた使用の 申請を優先して承認するものとする。</p>	<p>第9条 区長は、第7条の規定によるけやき施設の使用の申請(以下 この条において「使用の申請」という。)を受けたときは、まず、 同条第3項の規定によりけやき施設の使用の申請とみなされたものを 優先して承認するものとし、次いで優先申請期間に受けた使用の 申請を優先して承認するものとする。</p>
<p>2 区長は、優先申請期間及び一般申請期間に受けた使用の申請につ いては、それぞれその申請の順序により承認を決定する。</p>	<p>2 区長は、優先申請期間及び一般申請期間に受けた使用の申請につ いては、それぞれその申請の順序により承認を決定する。</p>
<p><u>附 則 (令和5年3月6日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和5年7月1日(以下「施行日」という。)から 施行する。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 施行日前に行った世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第6条第1項の規定による使用の希望の申出又は同条例第7条第1項の規定による使用の申請に係るけやき施設（同条例第2条第1項に規定するけやき施設をいう。）の使用の手続については、この条例による改正後の第6条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	